

東急不動産株式会社「（仮称）宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和5年10月16日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、（仮称）宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価方法書について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事及び岩手県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県気仙沼市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大43,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 4 年 9 月 2 9 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 1 2 月 8 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 4 年 1 2 月 2 1 日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 5 年 3 月 2 2 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 5 年 6 月 1 9 日
宮 城 県 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 9 月 8 日
岩 手 県 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 9 月 4 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 5 年 1 0 月 1 6 日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742（直通）

(別紙)

東急不動産株式会社「(仮称) 宮城県気仙沼風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 動植物の調査については、調査結果等について定量性が確保されるように適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には、稼動中の風力発電設備が存在することから、これらの風力発電事業との累積的な影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水質の調査に当たっては、局所集中的な降雨の傾向も踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、干害防備保安林の対象水源の特定に努めること。
4. 生態系の上位性注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行うこと。

(宮城県知事及び岩手県知事からの意見書の写しを添付)